

## 姫路野球協会「一般野球」運営に関する取決め事項

姫路野球協会

平成 29 年 1 月 22 日

### (目的)

第一条 アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全なる発展を計る目的で、姫路野球協会（以下「協会」という。）がこれを組織化し事業の運営にあたるものである。

### (事業年度)

第二条 協会の事業年度は、特別の事由のある場合を除き、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

### (チーム登録)

第三条 協会に入会できるチームは、姫路市、神崎郡に所在し、かつ第十四条の規定に該当する者以外の者で組織した、次のいずれかに該当する軟式野球チームとする。

(1) 兵庫県所在の官公庁、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する者が、登録人員の 2/3 以上によって編成されたチーム。（職域チーム）

(2) 兵庫県内に居住、または勤務する者によって編成されたチーム。（クラブチーム）

第四条 協会に入会しようとするチームの代表者は、所定の用紙に所要事項を記載し、登録料を添え登録の申請をしなければならない。

(1) チームの登録は、年度毎に更新する。

(2) 登録料の金額については、別に定める。

第五条 前条第 1 項の規定により登録を申請するチームは、アマチュア野球チームにふさわしくないチーム名及び服装は避けなければならない。この場合協会が必要と認めるときは、登録の手続きを拒否、またはチーム名及び服装の変更若しくは修正を求めることができる。

第六条 登録されたチーム名は、特別の場合を除き、当該年度中に変更することはできない。

### (登録チーム)

第七条 協会に登録を完了したチーム（以下「チーム」という。）には、協会の主催する大会（以下「大会」という。）に参加出場する資格を与える。

第八条 チームの代表者は、所属選手を代表し、当該チームに関する一切の責任を負うものとする。

(2) チームの代表者は、その登録事項に異動があったときは、第十五条の規定の場合を除き、直ちにその旨を届出なければならない。

(3) 登録事項の内、チーム連絡受取者の住所または氏名の変更を希望するときは別に定める手数料をその届出と同時に納入しなければならない。但し各大会途中での変更はできない。

第九条 チームは A、B-1、B-2、C の四階級に分け、各階級別に大会を開催する。但し必要があるときは共通の大会を開催することができる。

(2) チームの階級は過去の戦績等に基づき協会において認定する。但し、新しく協会に入会したチームの階級は C 級とする。

但し、C級チームは、C級での成績が良くても、大会参加数が少ない場合は、昇格の認定はされないこともある。

- (3) チームの階級の認定は、事業年度毎に行う。

第十条 協会において認定し決定した階級は、当該年度中は昇格または降格することはできない。

(登録選手)

第十一条 チームの所属選手として、現役野球部員以外の大学生、高校生及び女子も登録することができる。

- (2) チームの所属選手として、登録できる人員は、監督、コーチを含め男女の10名以上25名以内とする。

- (3) 登録選手以外の者は、大会に出場できない。

第十二条 職業野球競技者及び過去に職業野球に関係し、現にアマチュア資格の無い者の登録については別に定める。

第十三条 登録選手は、次の場合を除き、所属チームを変更することはできない

- (1) 選手自身の職場に変更があったとき。
- (2) 所属チームが正式に解散届を提出したとき。
- (3) その他、協会がやむを得ない事情があると認めたとき。
- (4) 選手は、大会受付の際に抹消しても、その大会と次の大会には登録することはできない。

第十四条 次に掲げる者は、選手として登録することはできない。

- (1) 他都市の協会（全日本軟式野球連盟）に登録されている者。
- (2) 現役大学野球部員、現役高校野球部員、及び但し、年度当初の登録については、卒業見込の者は登録することはできるが、卒業する（3月31日）まで大会には出場できない。
- (3) 但し、現役高校野球部員は9月1日より3年生に限り大会に出場できる。

第十五条 選手の登録追加及び抹消、背番号変更は各大会の参加申込みの際、別に定める参加申込書に記載し申請することができる。但し、選手の人員は第十一条第2項に規定する25名を超えることはできない。

- (2) 選手登録追加については、追加選手1名毎に別に定める手数料を添えて、申請と同時に納入しなければならない。

(大会運営)

第十六条 各階級別の大会日程は、事業年度毎に定め各事業年度の当初に発表する。

- (2) チームには、各大会の前に開催案内と参加申込書を郵送通知する。

第十七条 大会に参加しようとするチームは、参加申込書に大会参加料の振替払込領収書を貼付、指定期日までに指定場所へ郵送（FAX可）申し込まなければならない。

- (2) 大会参加料の金額については、別に定める。

第十八条 試合日時及び球場は、決定の都度ホームページに掲載する。

平成22年度よりFAXでの試合通知は、特別の場合を除き致しません。ホームページを利用して下さい。

ホームページアドレス：<http://www.eonet.ne.jp/~hyc/>

神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。

(試合運営)

第十九条 各階級とも大会の試合は7回、または、90分ゲームとする。但し、5回終了時7点以上の得点差のあるとき、または5回終了後、7点以上の得点差を生じたときは、コールドゲームを適用する。

(2) **A級、B級、C級選手権大会は90分以内で7回に到達すれば、試合は終了する。**

尚、同点の場合は第二十条第3項の規定による。

第二十条 各階級とも大会の試合時間が、90分を超えるとときは、前条の規定にかかわらず特別に定める場合を除き、その回数で打ち切り、勝敗は終了までの得点で決する。

(2) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、特別に定めた場合を除き、抽選にて決する。

(3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、**A級、B級、C級選手権大会はタイブレーク方式(無死満塁・打順は監督の選択)とし、同点の場合は後の1回は継続打順で行い、勝敗がつかない場合は抽選とする。**

(タイブレーク方式は2イニングとする)

第二十一条 日没、降雨、その他の事情で試合の続行が困難と審判員が判断したときは、特別の場合を除き、試合回数にかかわらず、コールドゲームを適用せず、特別継続試合として後日行う。

特別継続試合を後日行う場合は当日試合前提出された、打撃順は変更できないが登録名簿に記載されている選手は追加申請できるものとする。

(2) 特別継続試合の日時及び、球場の通知については第十八条を準用する。

第二十二条 代表決定戦に限り、第二十条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。

(1) **試合は7回、試合時間は100分以内とする。**但し、延長戦はタイブレーク方式8回又は(100分過ぎの回)から(無死満塁・打順は監督の選択)とし、同点の場合は後の1回は継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。**(タイブレーク方式は2イニングとする。)**

(2) 7回終了前、または延長戦が日没、降雨等で続行不可能となった場合には前条を準用する。但し、日程に余裕が無い場合は、回数に関係なく終了した均等回の得点で勝敗を決する。尚、同点のときは抽選とする。

第二十三条 審判員提供に関する規定

(1) A級：2名、B級：1名を大会毎に1回提供するものとし、服装(ワイシャツを除く)は協会が貸与するものとする。

(2) C級チームは試合当日、第二試合以後は、前試合の勝チームから前項の塁審担当者3名を提供するものとする。尚、第一試合は協会審判員が担当する。

登録された塁審担当者以外の塁審は認めない。服装はグラウンドコートまたはユニフォームを脱いだ服装とする。

第二十四条 試合前の守備練習(シートノック)は、大会運営の関係上特別に定める場合を除き、行わない。

第二十五条 チームは、試合前に未使用の当該大会使用球2個を試合球として提出しなければならない。

(2) 試合中のファウルボール、及びグラウンド外にでた試合球は、攻撃チームが責任をもって回収し、速やかに球審に届けなければならない。

(3) 前項のファウルボールその他が見当たらないときは、攻撃チームが補充する責を負うものとする。

(4) 試合球は、試合終了後当該チームに返却するものとする。

(登録選手服装及び装具)

- 第二十六条 チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ユニフォームは、両袖同一でなければならない。左袖には県市町名以外はつけてはならない。但し、近畿大会、全国大会出場の際は左袖に兵庫の文字をいれること、また、文字はローマ字、日本字どちらでもよいが、文字の大きさは4.0cm～4.5cm程度とする。
  - (2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ、スパイク共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。
  - (3) ユニフォームには、0番から30番までの背番号を必ず付けること。その際、監督30番、主将10番に統一する。
  - (4) 背番号の上に選手名を付けてもよいが、その場合はチーム全員が付けなければならない。但し、ローマ字で姓のみとする。同姓のいる場合は名の頭文字をいれる。
  - (5) 胸のチーム名は、日本字、ローマ字どちらでもよい。胸にマークを付けてもよい。
  - (6) チーム名の下、および右袖には社章又は商標などのマークを付けてもよい。※左袖は不可。
  - (7) 捕手は、公認マスク、レガース、プロテクター、及び捕手用ヘルメットを着用のこと。捕手およびブルペンの捕手はファウルカップを着用すること。
  - (8) 打者、次打者及び走者、ベースコーチは、イヤーフラップ付公認ヘルメットを着用のこと。ヘルメットのイヤーフラップは片側、両側、に付いたものが混ざってもよいが、片側の場合には、右打者には右打者用、左打者には左打者用が必要である。
  - (9) ヘルメットの色には制限はないが、全個数同色、同意匠のものでなければならない。

(規律)

- 第二十七条 次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。
- (1) 試合を途中で放棄したチームは、理由の如何を問わず除名または出場停止等それ相当のペナルティを科す。
  - (2) 審判員または選手（以下この項ではチーム代表者および監督・コーチを含む）に対して、暴行または、これに類する威圧的行為のあった選手およびスポーツマンらしくない言動のある選手は、直ちに退場を命じ、出場資格の停止または訓戒等それ相当のペナルティを科す。尚、必要に応じてチームにもそれ相当の処置をする。
  - (3) ゴミ放棄、バケツ不携帯、飲酒・酒類持ち込み等については、チームへのペナルティを直ちに科す。
  - (4) 応援団の行為についても当該チームの責任とする。
- 第二十八条 第十一条3項および、第十二条並びに、第十四条の規定に違反した選手（以下「不正選手」という。）を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。
- (1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。
  - (2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。
  - (3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
- 第二十九条 不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は举行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第1項、第2項、第3項の措置を準用する。

第三十条 試合開始時刻に、グラウンドに入場しないチームおよび選手が9名に充たないチームは棄権とみなし相手チームに勝利を与える。

第三十一条 各種大会代表決定戦の試合に出場したチームは、代表になってから辞退することは出来ない。

第三十二条 第二十三条第2項の規定を怠ったチームは、以後の試合を失格処分とする。尚、必要あると認められるチームに対しては、出場停止等それ相当の処置を行う。

第三十三条 この規定の定めに違反している事実が発覚したチームは、その事情に応じてそれ相当の措置をする。

第三十四条 この規定に定めない事項の以外は、全日本軟式連盟競技者必携、及び公認野球規則を準用する。

(附則)

第三十五条 各種大会抽選会が開催される場合には、監督または代理者が出席しなければならない。代理抽選は、特別の場合を除き認められません。

(2) 大会参加料納入済みチームについては参加を認める。

第三十六条 オーダー表（先発メンバー表）について、試合開始前にはグラウンドに全員集合し、オーダー表（3部）を試合開始時刻の40分前に提出すること。試合当日の控選手も正確に記載し、必ず”ふりがな”をつけること。提出（相互交換した）後のメンバーの変更は認められない。

第三十七条 試合日程の考慮については、大会運営上原則としてチームの都合を加味することはできかねるが、不都合な試合日については、2週間前までに事務局宛に文書、またはFAXをもって申出のあったもの限り、大会運営に支障のない範囲で考慮するものとする。試合日程発表後は理由の如何に問わず特別の場合を除き変更できない。

第三十八条 試合に棄権する場合は、当日朝までに協会へ連絡すること。